

加美郡保健医療福祉行政事務組合人事行政の運営等の状況

加美郡保健医療福祉行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成20年度における組合職員の任免、給与、勤務状況等についてお知らせします。

① 職員の任免及び職員数に関する状況

● 採用試験の実施状況(平成20年度中)

区分	申込者数	受験者数(A)	合格者数(B)	競争率(A/B)
一般行政職	9人	9人	1人	9.0倍
看護師・保健師	4人	3人	1人	3.0倍
医療技術職	1人	1人	0人	-倍
計	14人	13人	2人	6.5倍

● 任免の状況(平成20年度中)

区分	採用の状況	退職者の状況			
		定年退職	勧奨退職	その他	計
一般行政職	1人	人	人	人	0人
医師	1人	人	1人	人	1人
看護師・保健師	人	人	1人	人	1人
医療技術職	人	人	人	人	0人
福祉職	人	人	人	人	0人
計	2人	0人	2人	0人	2人

● 職員の派遣の状況(平成21年4月1日現在)

加美町から	3人
色麻町から	10人
宮城県から	1人

● 職員数の状況(各年4月1日現在)

区分		組合事務局	医療相談室	老人保健施設	病院	計
一般行政職	20年	5人	4人	5人	8人	22人
	21年	4人	4人	5人	8人	21人
	比較	-1人	0人	0人	0人	-1人
医師	20年	人	人	人	6人	6人
	21年	人	人	人	6人	6人
	比較	0人	0人	0人	0人	0人
看護師・保健師	20年	人	1人	10人	44人	55人
	21年	人	1人	10人	44人	55人
	比較	0人	0人	0人	0人	0人
医療技術職	20年	人	人	5人	14人	19人
	21年	人	人	5人	14人	19人
	比較	0人	0人	0人	0人	0人
福祉職	20年	人	人	13人	人	13人
	21年	人	人	13人	人	13人
	比較	0人	0人	0人	0人	0人
労務職	20年	1人	人	人	5人	6人
	21年	1人	人	人	5人	6人
	比較	0人	0人	0人	0人	0人
計	20年	6人	5人	33人	77人	121人
	21年	5人	5人	33人	77人	120人
	比較	-1人	0人	0人	0人	-1人

※兼務職員については、主となる部門に計上しています。

② 職員の給与の状況

● 人件費の状況(会計別平成20年度決算)

区分	歳出総額	人件費	人件費率	前年度の人件費率
一般会計	446,859 千円	44,362 千円	9.9 %	10.4 %
介護サービス事業特別会計	580,287 千円	180,941 千円	31.2 %	30.5 %
病院事業会計	1,453,104 千円	505,580 千円	34.8 %	33.8 %

※人件費には、職員給与・退職手当組合負担金が含まれます。

● 職員給与費の状況(会計別平成20年度決算)

区分	職員数(A)	給与費				一人当たり 給与費(B/A)
		給料	職員手当	期末勤勉	計(B)	
一般会計	7 人	26,196 千円	2,526 千円	10,685 千円	39,407 千円	5,630 千円
介護サービス事業特別会計	36 人	104,548 千円	15,794 千円	40,104 千円	160,446 千円	4,457 千円
病院事業会計	77 人	260,368 千円	85,895 千円	102,024 千円	448,287 千円	5,822 千円

※職員手当には、退職手当組合負担金は含まれません。

● 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
加美郡保健医療福祉行政事務組合	44.3 歳	288,662 円	300,195 円
国	41.5 歳	325,521 円	391,770 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
加美郡保健医療福祉行政事務組合	48.5 歳	202,367 円	212,867 円
うち 用務員	52.9 歳	278,800 円	314,800 円
うち看護助手	47.6 歳	187,080 円	192,480 円
国	49.2 歳	285,548 円	322,737 円
うち 用務員	55.3 歳	262,345 円	289,414 円
うち看護助手	50.6 歳	287,729 円	309,047 円

③ 医療職(一)(医師)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
加美郡保健医療福祉行政事務組合	47.9 歳	532,254 円	1,022,675 円
国	46.7 歳	467,736 円	812,051 円

④ 医療職(二)(薬剤師・栄養士等)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
加美郡保健医療福祉行政事務組合	36.8 歳	258,255 円	271,442 円
国	41.5 歳	302,446 円	352,977 円

⑤ 医療職(三)(看護師)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
加美郡保健医療福祉行政事務組合	41.6 歳	279,502 円	287,400 円
国	37.6 歳	280,303 円	318,665 円

⑥ 福祉職(介護福祉士)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
加美郡保健医療福祉行政事務組合	32.3 歳	203,138 円	217,023 円

※1 「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均額であり、給料の調整額及び切替に伴う差額が含まれたものです。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる諸手当(特殊勤務手当、通勤手当、時間外勤務手当を除く)が含まれたものです。

● 職員の初任給の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		加美郡保健医療福祉行政事務組合	国
		初任給	初任給
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円

● 職員の期末・勤勉手当の状況

加美郡保健医療福祉行政事務組合	国
一人当たりの平均支給額(20年度) 期末手当 870 千円 勤勉手当 403 千円	
(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分	(20年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.5 月分
(役職加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(役職加算の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

● 退職手当の状況(平成21年4月1日現在)

区 分		加美郡保健医療福祉行政事務組合		国	
		自己都合退職	勸奨・定年退職	自己都合退職	勸奨・定年退職
支給率	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	23.50 月分	30.55 月分
	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	33.50 月分	41.34 月分
	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	47.50 月分	59.28 月分
	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2~20%)		定年前早期退職特例措置(2~20%)	
1人当たり平均支給額		28,600 千円			

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種にかかる職員に支給された平均額です。

● 時間外勤務手当

20年度	支給総額	5,752,461 円
	職員1人当たりの支給年額	47,937 円
19年度	支給総額	5,125,456 円
	職員1人当たりの支給年額	44,185 円

● その他職員手当の状況(平成21年4月1日現在)

区分	対象職員	内容	支給月額
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	・配偶者	13,000 円
		・配偶者以外の扶養親族1人につき	6,500 円
		・職員に配偶者のいない場合扶養親族のうち1人	11,000 円
		・満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき(加算)	5,000 円
住居手当	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住している世帯主である職員	・借家、借間居住者 家賃の額に応じ限度額	27,000 円
		・自宅居住者ただし、新築又は購入から5年間	2,500 円
通勤手当	通勤距離が [※] 2km以上の職員	・交通機関利用の場合限度額	55,000 円
		・自家用車使用の場合距離に応じ	2,000 ~ 24,500 円
特殊勤務手当	医師	・研究手当	100,000 円
	医師	・地域活動手当	175,000 円
	看護師	・夜間看護手当(1回)	4,300 円
	看護補助員・介護職員	・夜間介護手当(1回)	3,200 円
	待機制をとる職員	・待機手当(1回)	1,000 円
寒冷地手当 (支給地域4級地)	世帯主である職員	・扶養親族のある職員	17,800 円
	その他の職員	・その他の職員	10,200 円
			7,360 円

※寒冷地手当の支給期間は11月から3月までの5か月間です。

● 特別職・議員の報酬の状況

区分	報酬額	期末手当
管理者	年 額 105,000 円	なし
副管理者	年 額 72,000 円	
監査委員	日 額 16,500 円	
議 長	年 額 72,000 円	
副議長	年 額 67,000 円	
議 員	年 額 62,000 円	

③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

● 勤務時間の状況(標準的なもの)

正規の勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	週休日
1週間当たり40時間	午前8時30分	午後5時30分	1時間	土曜日及び日曜日

※病院、老人保健施設では上記と異なる勤務形態の場合があります。

● 年次有給休暇の状況(平成20年1月1日～平成20年12月31日)

1暦年ごとに20日とし、20日を超えない範囲内の残日数を繰り越すことができます。

付与総日数(繰越し含む)	総使用日数	対象職員数	一人当たり平均使用日数
4,601 日	968 日	121 人	8.0 日

● 特別休暇等の状況

区分	内容
病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、最小限必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	夏季休暇:7月から9月までの間の3日間 産前休暇:出産予定日前の6週間以内 産後休暇:出産の日から8週間を経過するまでの期間 忌引休暇:親族の区分に応じ1日から10日の範囲内 結婚休暇:連続する7日以内 妻の出産休暇:2日以内で必要と認められる期間 育児時間(満1歳未満の子の育児):1日1時間又は1日2回各30分 小学校就学前の子の看護休暇:1年につき5日以内で必要と認められる期間
介護休暇	2週間以上にわたり親族を介護しなければならないとき、6月を限度として必要な期間

● 育児休業の状況(平成20年度承認)

子が3歳に達する日まで、職員の請求に基づき任命権者が承認した期間

区分	男性	女性
育児休業の承認件数	0 件	3 件
育児休業期間延長の承認件数	0 件	0 件

④ 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成20年度)

- 分限処分とは、公務能率の維持を目的にした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合、職務に必要な的確性を欠く場合等の際に、職員に対して行われる処分です。
- 懲戒処分とは、職員の義務違反に対する道義的責任を問い、秩序維持を図ることを目的にした制裁的な処分です。

区 分	処分の内容
分限処分	該当はありませんでした。
懲戒処分	該当はありませんでした。

⑤ 職員のサービスの状況(平成20年度)

- 地方公務員法第30条では、すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には様々な義務や制限が課せられています。

平成20年度中におけるサービス義務違反により処罰された事件はありませんでした。

⑥ 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

- 研修に関すること(平成20年度)

	研修名	期 間	受講者数	研修先	備 考
階 層	新規採用職員研修	4 日間	4 人	宮城県市町村職員研修所	
	一般職員研修Ⅱ	4 日間	1 人	〃	
	監督者研修Ⅰ	4 日間	1 人	〃	
	監督者研修Ⅱ	3 日間	1 人	〃	
	管理者研修Ⅰ	3 日間	1 人	〃	
専 門	キャリアデザイン研修	2 日間	1 人	〃	
	クレーム対応講座	2 日間	1 人	〃	
	コミュニケーション向上講座	2 日間	1 人	〃	
	OA研修	1～2 日間	3 人	〃	

上記のほか、医療、看護・介護などの専門分野の研修にも積極的に参加また、職場内研修を行いました。

主な職場内研修： 応急手当・心肺蘇生法・感染予防・食中毒・口腔ケア・メンタルヘルス講座

- 勤務成績の評定に関すること
未実施

⑦ 職員の福祉及び利益の保護の状況

- 職員の福利厚生に関すること

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の保健、元気回復その他厚生の計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

・ 職員の保健等(平成20年度) 対象職員数 120 人

職員健康診断		人間ドック		職業感染対策	
対象者	全職員	対象者	35歳以上	対象者	全職員
受診者数	67 人	受診者数	53 人	受診者数	116 人
腰椎検査		インフルエンザ予防接種			
対象者	全職員	対象者	全職員		
受診者数	48 人	受診者数	112 人		

・ その他厚生

職員互助会主催による研修旅行、スポーツ大会等を実施していますが、それらの経費は互助会会員の会費のみであり加美郡保健医療福祉行政事務組合からの公費による助成金等はありません。

● 公務災害補償の状況

職員が公務上又は通勤による災害をうけた場合は、地方公務員災害補償法に基づきその補償を受けることができます。

申請	0 件
認定	0 件

⑧ 宮城県人事委員会からの報告

当組合では公平委員会の業務を宮城県人事委員会に委託しております。宮城県人事委員会では地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき組合管理者に対して業務の報告を行うことになっております。報告を受けた組合管理者は公表しなければいけません。

● 職員の勤務条件に関する措置要求の審査、判定及び必要な措置

(地方公務員法第8条第2項第1号関係)

件数: 0 件

● 職員に対する不利益処分についての不服申立てに対する採決、決定

(地方公務員法第8条第2項第2号関係)

件数: 0 件